2　（略）

一　前項第二十四号に掲げる場合　次に掲げる書面

イ～ホ　（略）

二　前項第四十号に掲げる場合　同号に規定する事業報告及び附属明細書

3　（略）

一　（略）

二　第一項第三号から第六号まで、第八号又は第二十八号に該当するときの届出

4　第一項第四十一号に規定する不祥事件とは、商工組合中央金庫等の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役若しくは従業員又は代理組合等若しくはその役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）若しくは従業員が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一～五　（略）

5　第一項第四十一号に該当するときの届出は、不祥事件の発生を商工組合中央金庫が知った日から三十日以内に行わなければならない。

6　第一項第三十六号に掲げる場合において、法第三十九条第一項第七号から第九号までに掲げる会社の議決権の取得又は保有については、特定子会社は、商工組合中央金庫の子会社に該当しないものとみなす。

7　第一項第三十五号から第三十九号までに掲げる場合において、新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社による他の会社の議決権の取得又は保有については、当該新規事業分野開拓会社等又は当該事業再生会社は、商工組合中央金庫の子会社に該当しないものとみなす。

8　法第十四条の規定は、第一項第二十九号、第三十号、第三十二号、第三十三号及び第三十五号から第三十九号まで並びに前二項に規定する議決権について準用する。この場合において、同条中「所有する株式」とあるのは「所有する株式又は持分」と、「主務省令」とあるのは「経済産業省令・財務省令・内閣府令」と、「である株式」とあるのは「である株式又は持分」と読み替えるものとする。

附　則

第三条　削除

別表第一（第八十三条第一項第三号ハ関係）

項目	記載する事項
（略）	（略）
（略）	（略）

2　商工組合中央金庫は、前項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める書面）を添付して主務大臣等に提出するものとする。

一　前項第十七号に掲げる場合　次に掲げる書面

イ～ホ　（略）

二　前項第三十一号に掲げる場合　同号に規定する事業報告及び附属明細書

3　次に掲げる届出は、半期ごとに一括して行うことができる。

一　（略）

二　第一項第二号、第三号又は第五号に該当するときの届出

4　第一項第三十二号に規定する不祥事件とは、商工組合中央金庫等の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役若しくは従業員又は代理組合等若しくはその役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）若しくは従業員が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一～五　（略）

5　第一項第三十二号に該当するときの届出は、不祥事件の発生を商工組合中央金庫が知った日から三十日以内に行わなければならない。

6　第一項第二十四号又は第二十六号に掲げる場合において、法第三十九条第一項第七号に掲げる会社の議決権の取得又は保有については、同号に規定する特定子会社は、商工組合中央金庫の子会社に該当しないものとみなす。

（新設）

7　法第四十条第八項の規定は、第一項第二十四号から第二十六号まで及び第二十九号に規定する議決権について準用する。

附　則

（同一人に対する信用の供与の特例）

第三条　第二十五条第四項の規定は、同項第二号に掲げるもの（法第二十一条第六項第一号に規定する短期社債等に係るものを除く。）並びに第二十五条第四項第四号及び第五号に掲げるものについては、当分の間適用しない。

別表第一（第八十三条第一項第三号ハ関係）

項目	記載する事項
（略）	（略）
（略）	（略）